

令和6年度 小山町職員再採用選考試験案内 (キャリアリターン採用試験)

小山町では、過去に小山町職員として一定期間の勤務実績があり、結婚・出産・育児・介護・転職などの事情により一度退職された方を対象として、再度、町職員に採用する試験（キャリアリターン採用試験）を行います。

【受付期間】 令和6年5月10日（金）～令和6年9月30日（月）

【試験日】 応募者と調整の上、随時実施します。

1 募集職種、採用予定人数

一般行政職 若干名

※採用者数が採用予定数に達した時点で、募集及び採用選考を中止します。

2 受験資格

(1) 昭和49年4月2日以降に生まれた者

(2) 小山町の職員としての実務経験※を5年以上有する者（ただし、休職、停職、育児休業、配偶者同行休業、自己啓発休業等の期間は実務経験から除く）

(3) 平成25年度以降に小山町職員を退職した者

※次の実務経験は除く

- ・ 地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
- ・ 地方公務員法第22条の2第1項の規定による会計年度任用職員
- ・ 地方公務員法第22条の3の規定による臨時的任用職員
(旧地方公務員法第3条第2項の規定による一般職非常勤職員、同法第22条第2項の規定による臨時的任用職員を含む)
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員および臨時的任用職員
- ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条の規定による任期付職員
- ・ 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条の規定による任期付研究員

(4) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・日本の国籍を有しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・小山町において、懲戒免職の処分を受けた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- ・小山町において、勸奨を受けて退職した者

3 試験の方法

口述試験及び町職員として在職していた際の勤務成績により選考を行います。

4 受験手続

申込方法	下記の申込書類を、下記の申込先へ郵送又は持参により申し込んでください。 ※郵送する場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「受験申込み」と朱書きしてください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。 持参する場合は、封筒の表に「受験申込み」と朱書きしてください。
申込書類	小山町職員再採用選考試験申込書 ※必要事項を記入の上、写真（最近6か月以内に撮影したもの）を貼付したもの
申込先	〒410-1395 小山町藤曲57-2 小山町総務課 総務法規・監査班
受付期間	令和6年5月10日（金）～令和6年9月30日（月）

5 試験の日時、場所および合格発表

日時	別途指定する日時（応募者と調整の上、随時実施します。）
場所	小山町役場
合格発表	随時（試験時に日程を個別にお知らせします。） ※合格発表は、受験者全員の合否を郵便により通知します。

6 合格者の採用

(1) 採用は、原則として令和7年4月1日を予定しています。

ただし、欠員の状況等により令和6年度中に採用する場合があります。

(2) 採用時には、原則として退職時の職種で採用します。

(3) 採用する職は、退職時の職位を基本とします。

(4) 採用時の給料月額は、職員の給与に関する条例の定めに従い、経歴その他を勘案して決定します。このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等を支給します。

問合せ先

小山町企画総務部総務課

電 話 : 0550-76-6131

E-mail : soumu@fuji-oyama.jp